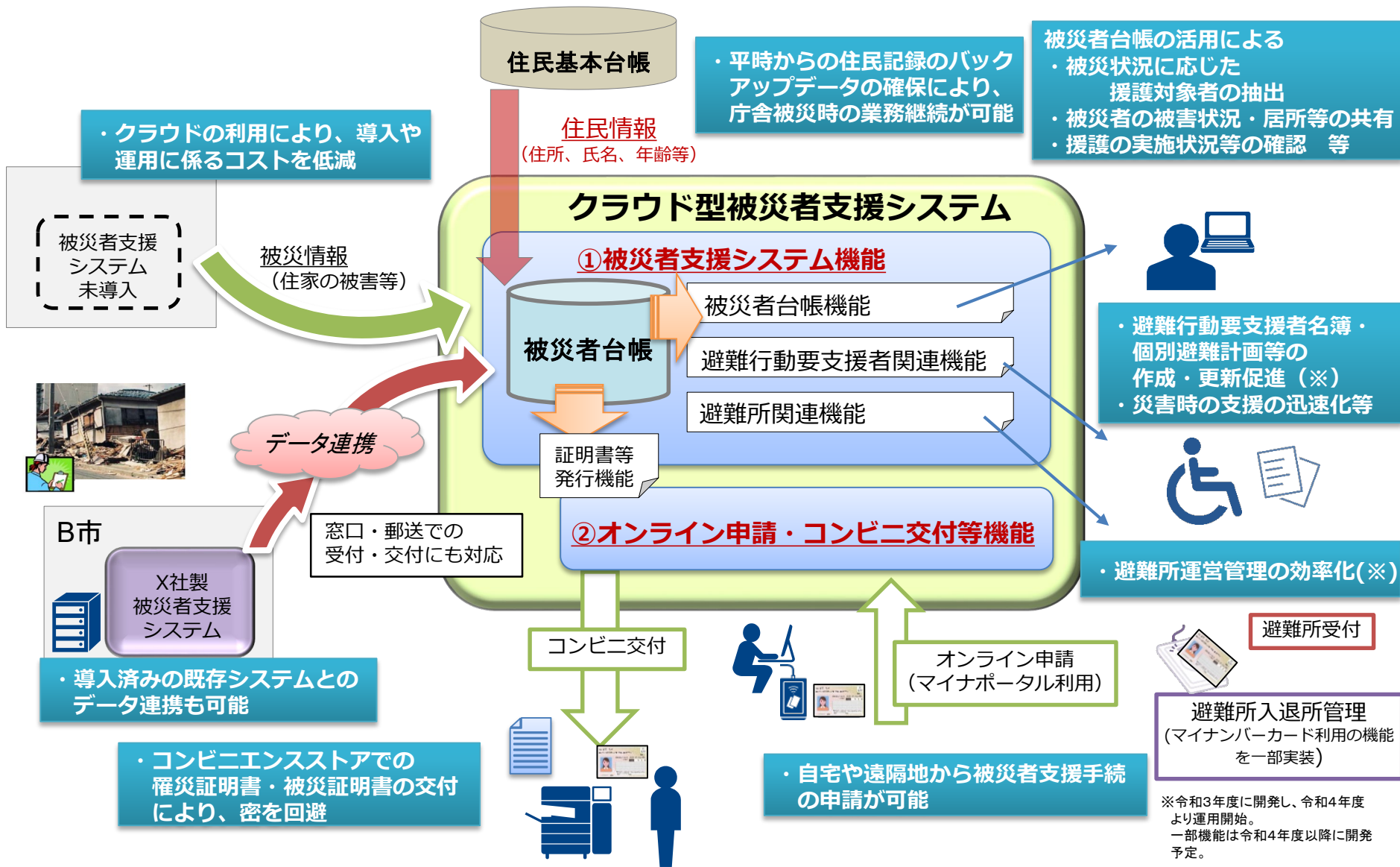


クラウド型被災者支援システムについて

内閣府 政策統括官（防災担当）

1. 被災者支援業務の概要 …P 2
2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ …P 6
3. クラウド型被災者支援システムの概要 …P10
4. 導入に当たって活用可能な地方財政措置 …P14
5. これまでいただいたお問い合わせ …P16
6. 個別説明会の開催について …P25

1. 被災者支援業務の概要



クラウド型被災者支援システム構築の目的

平時

発災時

応急期

復旧期

・避難行動要支援者名簿・
個別避難計画等の作成

・避難所の管理
・避難者の管理（入退所等）

・住家の被害認定調査
・罹災証明書の交付

・各種被災者支援手続（※）

※被災者生活再建支援金、災害弔慰金、
災害障害見舞金、災害援護資金等



避難行動要支援者名簿
個別避難計画

被災者台帳の作成

<効果>

適切な避難支援等の実施

迅速・適確な援護実施
(援護の漏れ、
二重支給等の防止)

関係部署の負担軽減
(関係情報共有による
重複の排除)
見守り・相談支援への活用

被災者の負担軽減
(同様の申請等の回避)

<課題>

- 被災者支援業務の迅速化・効率化については、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるが、現状、約半数の自治体で未整備となっている。
- 整備が進まない主な原因として、システムの構築・運用コスト等の課題が挙げられる。

自治体のシステム整備促進を目的として、
内閣府において「クラウド型被災者支援システム」を構築

平時

発災時

応急期

復旧期

○：自治体、●：被災者

<避難行動要支援者名簿>

<個別避難計画>

- 住基情報の利用等による名簿・計画の作成・更新等業務の正確性の確保・省力化
- 避難行動要支援者の検索・抽出が可能

- GIS関連機能により、ハザードマップ上危険な区域に住む方を抽出、地図上で表示（優先して対応する要支援者の検討が可能）

※一部機能は今後実装予定

<避難所管理>

- 避難所・避難者の状況把握が可能

<コンビニ交付>

- 全国のコンビニ等で住民票・印鑑登録証明書の受領が可能（コンビニ交付実施自治体の場合）

<被災者台帳>

- 住基情報をベースとし、必要な情報を入力することで、容易に被災者台帳の作成が可能
- クラウド上で各種データを集約するため、庁舎の被災等の影響を回避
- 各サブシステムの連動により、効率的なデータの集約や活用が可能
- 同じシステムを導入している他の自治体からリモートで受援可能（電話による被災者状況確認等）

<避難所入退所管理>

<避難所管理>

- ● 迅速な避難者名簿の作成により受付時の密を回避（マイナンバーカード等を利用する入退所管理サービスの活用等）
- 避難者の人数や外出状況の把握、健康状態の入力が可能
- 避難所の設備等の状況（自家発電装置、断水等）の入力も可能

<避難行動要支援者名簿>

<個別避難計画>

- 避難行動要支援者の避難状況の把握が可能

<マイナンバーカードを活用した

オンライン申請、コンビニ交付、各種被災者支援手続>

- 申請・交付に係る窓口対応職員の削減
- 相談窓口等の職員の確保
- ● 申請・交付時の密を回避
- 自宅や遠隔地から申請が可能
- 全国のコンビニ等で罹災証明書等の受領が可能（コンビニ交付実施自治体の場合）

<民間提供の被災者支援関連システムとのデータ連携>

- コンビニ交付等の一部の機能が活用可能
- 自宅や遠隔地からの申請や全国のコンビニ等での罹災証明書等の受領が可能

2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ

防災施策、デジタル施策の両面から業務を支援するシステムの活用や行政手続きのオンライン化の促進を図ることを位置付け

防災施策としての位置づけ

＜防災基本計画＞（令和3年5月中央防災会議決定）

○市町村は、効率的な罹災証明書の交付、個々の被災者の被害の状況等の情報を集約した被災者台帳の作成業務について、システムの活用等含めた効率的な実施について検討すること（要約）

デジタル施策としての位置づけ

＜デジタル社会の実現に向けた重点計画＞（令和3年6月閣議決定）

＜自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画＞（令和2年12月25日）

○令和3年度（2021年度）中に、市町村が共同で利用できるクラウド上において、住民情報等の情報を活用した被災者支援を効率化する仕組みを構築し、令和4年度（2022年度）以降に市町村に展開する。本仕組みを活用し、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニ交付を可能とする（要約）

その他、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」、「デジタル・ガバメント実行計画」にも記載

平成25年の災害対策基本法改正で、各事務を法制化

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

（注）

令和3年の災害対策基本法改正で、個別避難計画の作成事務を法制化

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%〕
〔任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



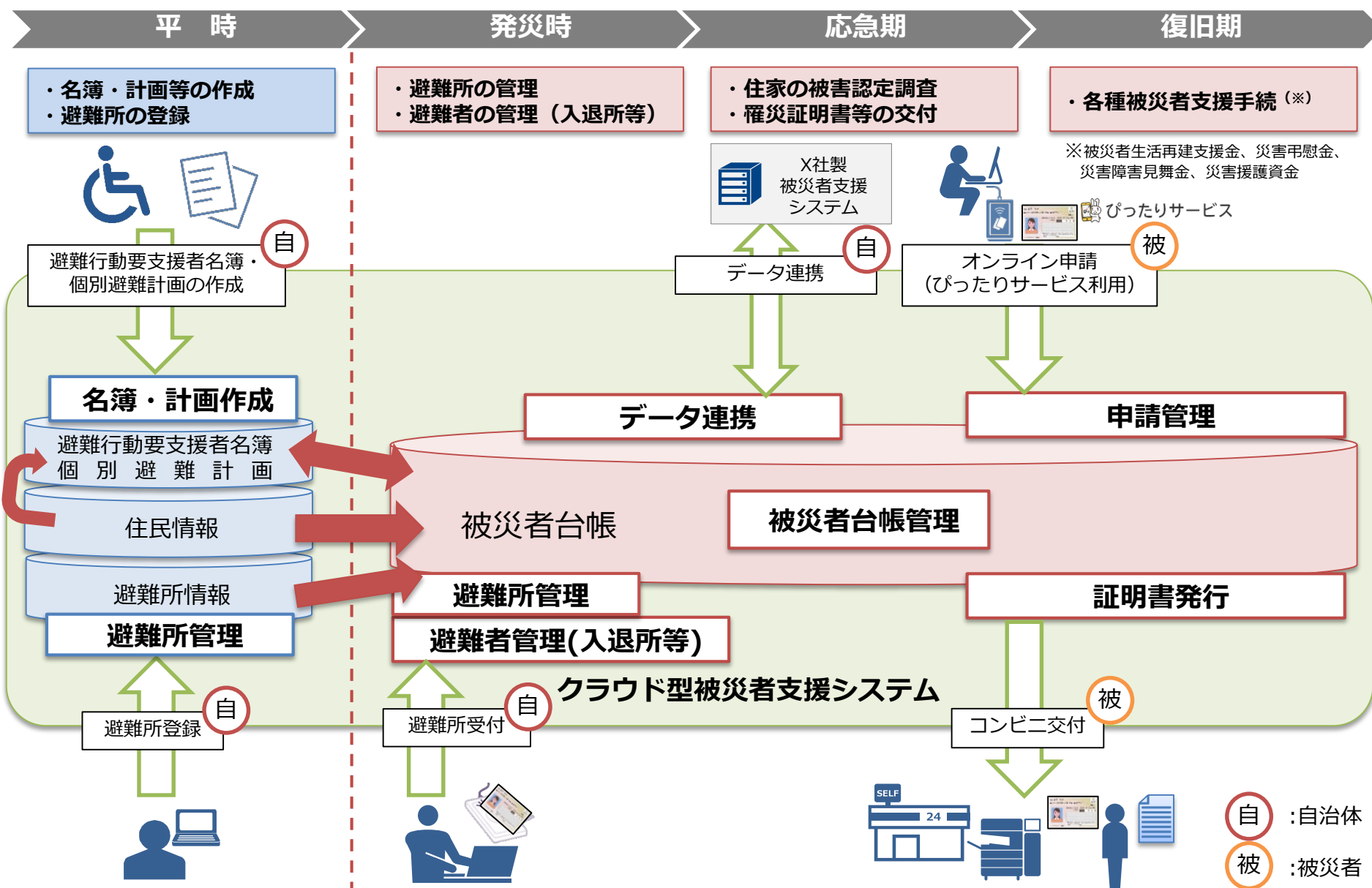
避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成3年5月改定）
内閣府(防災担当)

「優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」

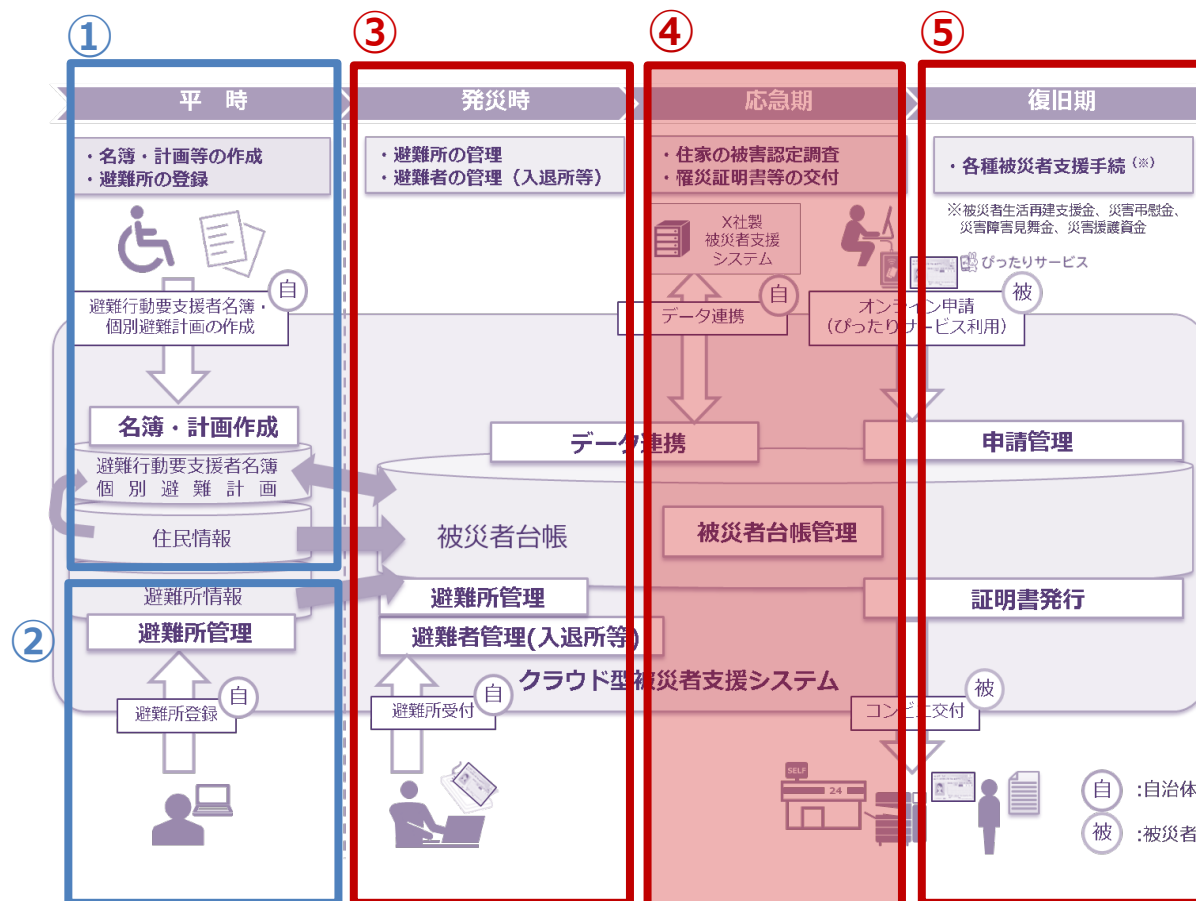
3. クラウド型被災者支援システムの概要

クラウド型被災者支援システムの全体像



今回の説明会でご覧いただく内容について（概要）

12月の説明会は応急期を中心に説明（罹災証明書の電子申請～コンビニ交付）
 今回は、平時から復旧期までの一連の業務について、システムの画面に沿って説明



① 平時利用
 ・ 避難行動要支援者名簿及び
 個別避難計画の
 作成、閲覧、
 印刷、更新等

② 平時利用
 ・ 避難所の登録

③ 発災時利用
 ・ 避難所における入退所登録
 ・ 避難者名簿の登録等
 ・ 避難者名簿・要支援者名簿等の相互参照

④ 応急期
 ・ 罹災証明書の申請・交付
 ・ 水害時におけるGISを活用した
 一括判定 (サンプル調査)

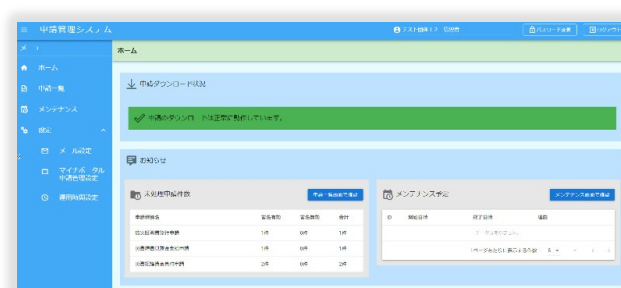
⑤ 復旧期
 ・ 被災者生活再建支援金
 の申請・交付
 ・ 申請データの被災者台
 帳への移行
 ・ 連携された申請データ
 の確認方法等



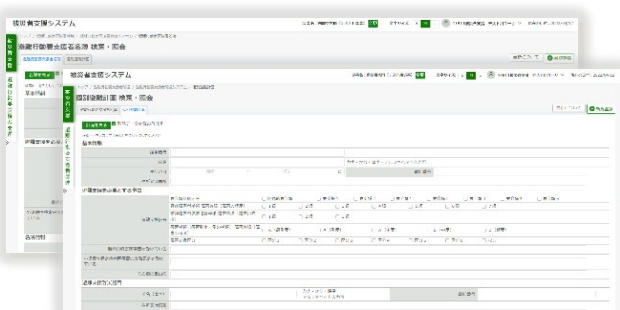
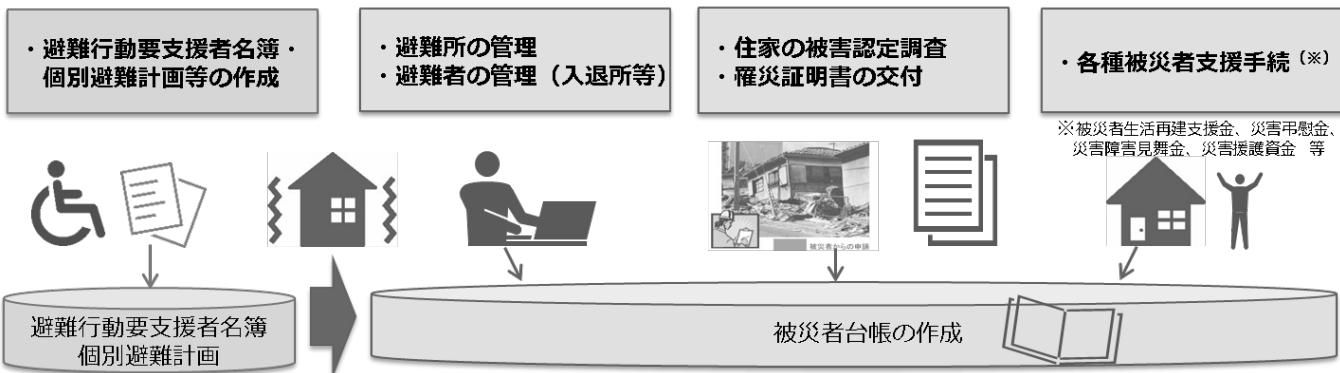
▶クラウド型被災者支援システム
(トップページ)



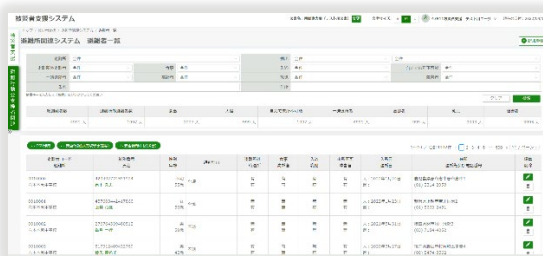
▶ぴったりサービス



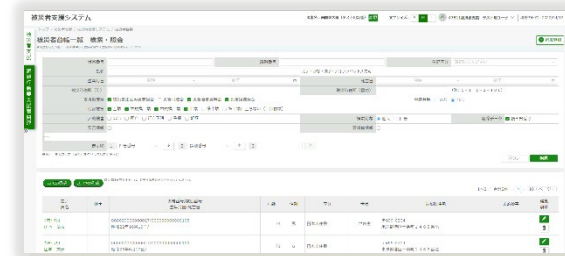
▶申請管理システム



▶要支援者名簿・個別避難計画の作成



▶避難者の管理



▶支援状況 (各種支援金) の確認

4. 導入に当たって活用可能な地方財政措置

導入に当たって活用可能な地方財政措置

「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置」について、前回の説明会から、下記の赤枠点線部分が変更となりました。

費用内訳	利用パターン	【パターンA】	【パターンB】
		住基データを被災者支援機能と自動連携する場合 (自治体基盤クラウドシステムによる住民票の写し等の コンビニ交付を併せて実施する場合)	住基データを被災者支援機能と自動連携しない場合
		住民票の写し等のコンビニ交付を 導入済みの場合	住民票の写し等のコンビニ交 付を 利用しない場合
1. システム整備に必要な費用（導入経費） （初年度のみ）（※）		8,000千円～15,000千円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能（令和7年度まで） （充当率100%、交付税措置率70%） 又は ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり（令和4年度導入分のみ）	～数百万円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能（令和7年度まで） （充当率100%、交付税措置率70%） 又は ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり（令和4年度導入分のみ）
2. 整備後に必要な費用	(1) 被災者支援機能利用料 （毎年）	団体基礎額185千円+団体人口比例額（人口×10円/人） （※1） （※1）経費の1/3を措置対象とする ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり（令和4年度導入分のみ（令和6年度まで））	
	(2) コンビニ交付サービスの 運営負担金（毎年）	350千円/年～9,880千円/年（団体の規模等による） （町村については初年度は0円） ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置 (1/2)あり（令和4年度導入分のみ（令和6年度まで））	（新たな運営負担金の負担は不要） 690千円/年～9,880千円/年 ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり（令和4年度導入分のみ（令和6年度まで））
	(3) コンビニ等事業者への委託手数料（従量課金制）	罹災証明書の交付枚数（107円/枚）（予定※2）、 住民票と印鑑証明書の交付枚数（117円/枚） ・後者についてマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別 交付税措置(1/2)あり（令和4年度導入分のみ（令和6年度まで））	罹災証明書の交付枚数（107円/枚） （予定※2）
	(4) その他費用	証明書発行機能等の利用料 （住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数（180円/枚）） ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置 (1/2)あり（令和4年度導入分のみ（令和6年度まで））	住基データ連携用システムの保守運用費用 ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり（令和4年度導入分のみ（令和6年度まで））

（※2）団体側で罹災証明書の交付手数料を定め徴収する場合は、117円/枚

…前回の説明会資料からの変更点

5. これまでにいただいたお問い合わせ (代表的なもの)

Q.本システムの政策上の位置付けについて教えてください。

- A. 政府においては、災害時の被災者支援に必要な情報を一元的に統合しクラウド化した、被災者支援システムの開発を進めており令和四年度からJ-LISにおいて運用を開始する予定としております。
市町村においては、令和三年五月に改正された災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者等の個別避難計画の作成を進めていただいているところ、こうしたシステムの活用により、計画作成の効率化や省力化を図ることが可能になると考えております。
また、システム内の被災者台帳と連携することなどによって、被災者の被害状況、支援状況、配慮事項等の横断的な把握が容易となり、ニーズに沿った支援を行うことも容易になると考えております。

Q.クラウド型被災者支援システムでのコンビニ交付ではどのような証明書が発行できる予定でしょうか。

- A. パターンAの場合は、平時からの住民票、印鑑登録証明書の発行に加え、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能ですが、税証明書等は対象外となります。
パターンBの場合は災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となります。

Q.法改正でクラウド型被災者支援システムの改修が必要になった場合、別途費用が必要になりますか。当該改修費用を考慮して毎年の利用料が設定されているのでしょうか。

- A. 法改正により入力事項が増え、クラウド型被災者支援システムの修正が必要になる場合、国等において対応するため自治体の追加負担は想定していません。

Q.システムの導入・運用に係る費用負担に対し、どのような財政支援がありますか。

- A. システムの導入経費及び利用料、コンビニ交付関係の運用経費等について、特別交付税措置（1/2※）があります。
特に導入経費（住基データの取り込みのためのサーバーの設置等と一体的に行う場合）については「緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）」が活用できます。
(※) マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)

Q.令和4年度の補正予算（自治体）でも対応可能でしょうか。導入までの具体的スケジュールについて教えてください。

- A. 導入の標準スケジュールとしては、BCLへの申し込みや、既存住基システムの改修等、サービス開始までに5カ月程度の期間が必要となります。このため、令和4年度9月補正でご対応いただく場合、一般的には令和5年度からの導入が想定されます（詳細は内閣府又はJ-LISにご相談ください）。

Q.避難所からオンラインで利用するためのネットワーク方式について教えてください。

A.クラウド型被災者支援システムを避難所で利用する方式については、P21・22でご説明します。

Q.マイナンバーは必須でしょうか。またマイナンバーを使う場合、条例は必要でしょうか。

A.マイナンバーを使わない場合でも基本的な機能を利用することができます。

また、マイナンバーを利用する場合には、番号法に基づき、条例の整備が必要になる場合があります。詳しくはP23・24でご説明します。ご不明な点は内閣府にご相談ください。

Q.訓練機能やデモ等がありますか。

A.個別にご相談いただければ、ご覧になりたい機能のご説明にあがります。

なお、自治体向けのデモサイトも実装予定としております。

Q.LGWAN等の通信回線が被災により使えなくなった場合、本システムは使えなくなるのでしょうか。

A.LGWAN網内の設備（装置）はいずれも冗長構成となるため故障発生時には1分未満で切替る仕様となっています。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震のような大規模な震災が発生した際、仮に東セキュリティGW(ゲートウェイ)の設備があるデータセンターが被災して機能不全となった場合は、西セキュリティGWに切替りますし、逆に西セキュリティGWが被災した場合でも、同様に東セキュリティGWに切替ります。

また、県WAN事業者及び回線提供事業者における回線ケーブル等が被災した（物理的に切断された）場合は、各事業者による復旧対応となるため、復旧までの期間、当該エリアにおいて使用不能となる可能性があります。

なお、LGWAN等の通信回線が使用不能な場合は、避難所入退所管理については、スタンドアロンPCで対応できることになっておりますし、その他の機能についてもスタンドアロンPCで利用可能とするための検討を行っております。

Q.災害時の実際のシステム活用において、不具合等が生じた場合はどこがサポートいただけるのでしょうか。

複数自治体での同時被災があった場合、十分な対応がいただけるのでしょうか。

A.サポートについては、体制が決まり次第ご案内いたします。

Q.被害認定調査業務の機能は充実したものになるのでしょうか。

- A. クラウド型被災者支援システムでは、罹災証明書の電子申請・申請受付・台帳管理機能のほか、
・GISを利用した指定領域内の住家の被害の一括登録（いわゆる水害時のサンプル調査結果の登録）
・写真等を活用した自己判定方式（被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合のみ）での電子申請受付・コンビニ交付
が可能であり、被害認定調査・罹災証明書の交付の効率化、迅速化に資する機能がございます。

Q.被災者支援システムを導入した場合、マイナポータル以外の罹災証明書の申請は可能でしょうか。

- A. 本システムでは、マイナンバーカードを活用することにより、電子申請及びコンビニ交付が可能となっているため、ぴったりサービスの導入を前提としております。
窓口や郵送、メール等での申請を行った場合も、被災者支援システムへの直接入力にて登録することで、申請受付や発行が可能です（この場合、コンビニ交付はご利用できませんのでご注意ください）。

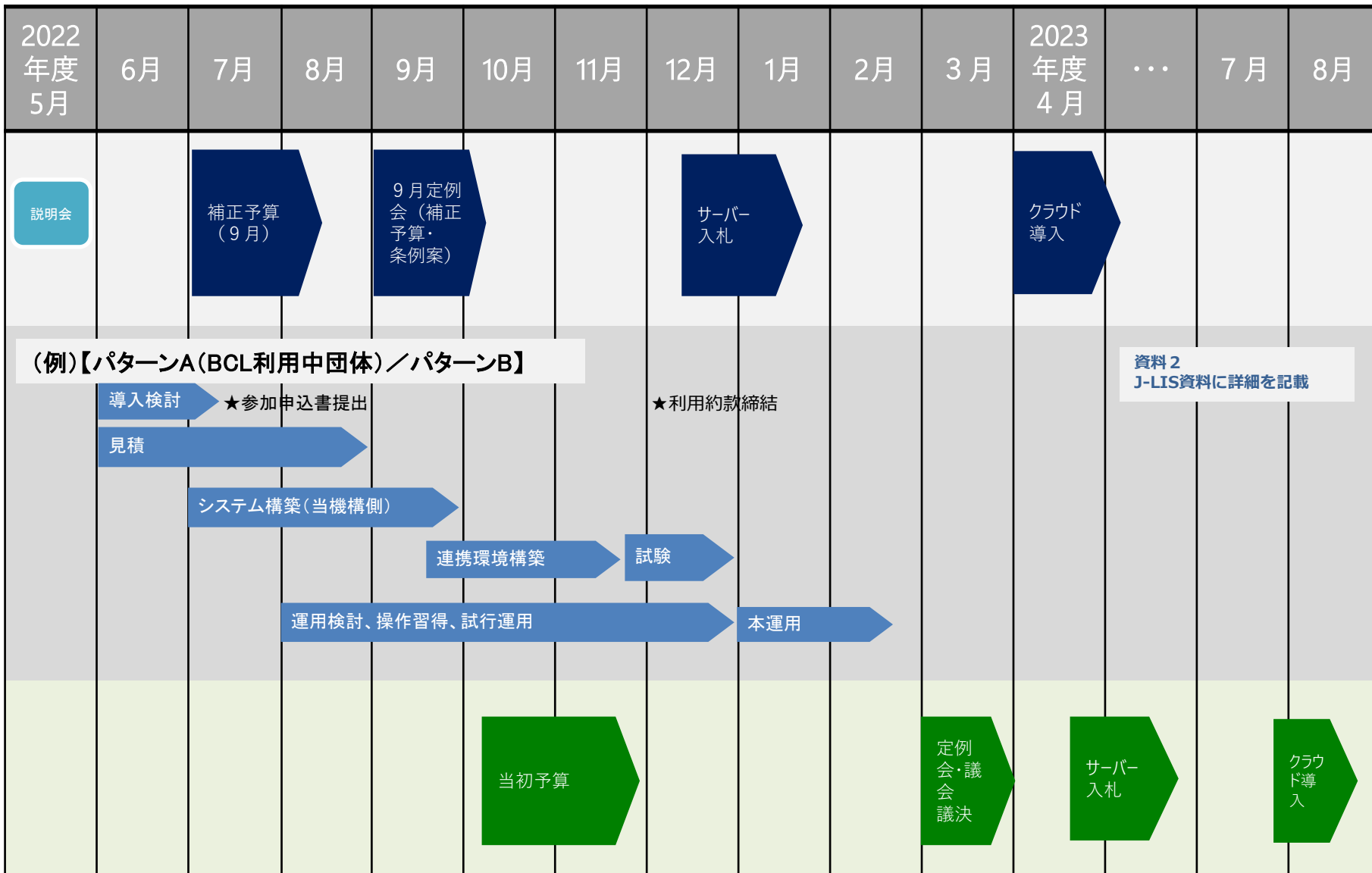
Q.罹災証明書の様式については、クラウド型被災者支援システムを導入した自治体はすべて統一された形になるのでしょうか。

- A. クラウド型被災者支援システムにおける罹災証明書の様式については、内閣府において提示している統一様式（※）を元に作成しております。統一様式の追加記載事項欄①～③相当箇所については、自治体の意見も伺いながら標準的な項目を作成しており、各項目について、罹災証明書への表示・非表示の設定が可能です。
※ 「罹災証明書の様式の統一について」（令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当））

Q.既に他社の被災者支援システムを導入していますが、どのような運用が望ましいでしょうか。

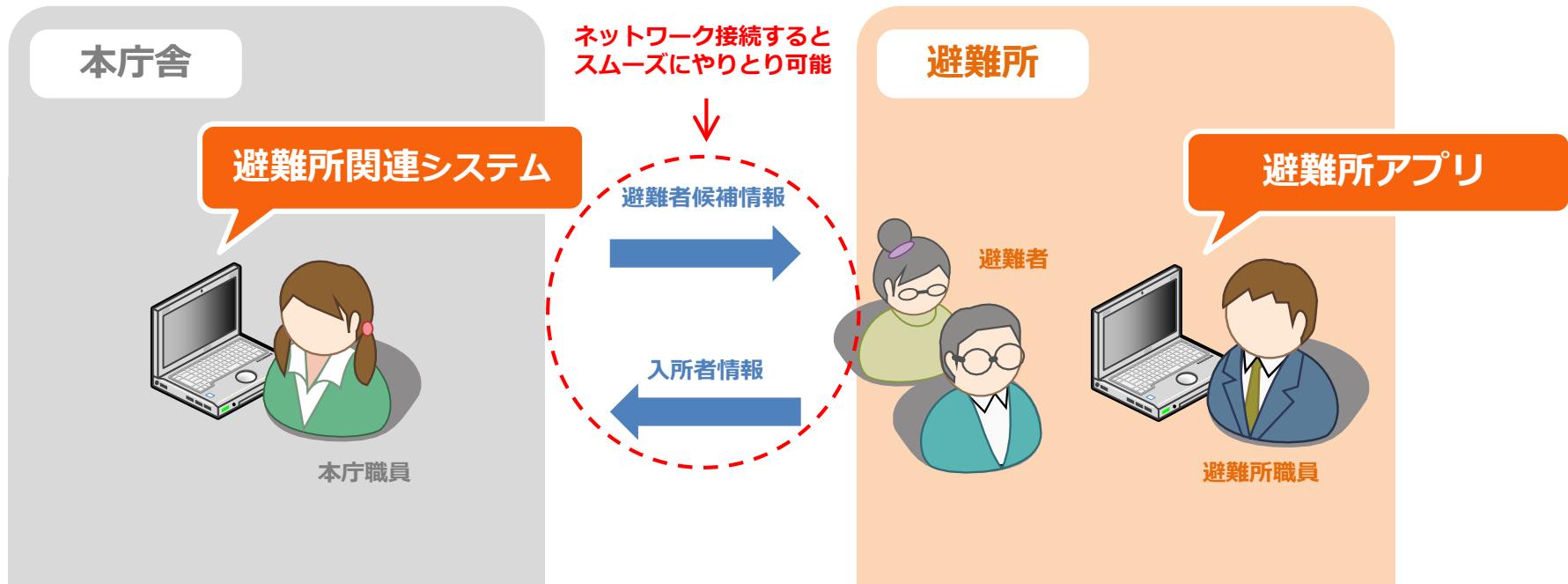
- A. 現在導入されているシステムに、平時の避難行動要支援者名簿の作成機能や災害時の避難者名簿作成機能、台帳管理機能、罹災証明書等のコンビニ発行等の機能がない場合には、ぜひ併用をご検討ください。

導入にむけた自治体のスケジュール(イメージ)



避難所において被災者支援システムを オンラインで利用するためのネットワーク方式 1

- 避難所の端末を本システムのネットワークに接続しなくても、避難者の入所登録等を行う「避難所アプリ」はスタンドアロンで動作します
- ただし、端末をネットワーク接続すると、避難者候補情報や、入所者情報を本庁舎との間でスムーズにやり取りすることができます



ネットワーク接続の際は、個人情報等の取り扱いに配慮したセキュアな方式を採用する必要があります。
ネットワーク接続方式について、次頁に例示いたします

※本内容は専門的なネットワーク知識を含むものとなりますので、詳しくはご相談ください

避難所において被災者支援システムを オンラインで利用するためのネットワーク方式2

- クラウド型被災者支援システムを避難所で利用する方式は以下の3パターンが想定されます。
- 以下3パターンいずれの方式でも、被災者支援システムの各機能を利用でき、入退所管理機能も利用できます。

方式	避難所のネットワーク環境	留意点
I リモートアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット環境を活用。 ○ 自治体テレワークシステム等のリモートアクセスにより、避難所の端末から庁内の端末を遠隔操作してシステムへアクセスする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体テレワークシステム方式を利用するため、庁舎内に、開設した避難所数分の端末の確保が必要（避難所運営職員の庁舎内の端末を使用することも考えられる） ○ リモートアクセスを整備する場合、J-LISの自治体テレワークシステムは無料で利用可能（令和4年度まで。令和5年度以降は検討中）
II 既設の庁内WANからのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所からLGWAN環境にアクセスが可能な場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校体育館の避難所においてマイナンバーカードを用いて避難所の入退所管理を実施する場合、以下の方法が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事務室から体育館までLANケーブル等を敷設する必要がある。事務室と体育館のロケーションにより工事費用が異なる。 ② 被災者支援システムにアクセスする際には、体育館から事務室まで端末を運んで接続する。
III 庁内WANの増設によるアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット-VPNや閉域SIM等の比較的安価なアクセス網により庁内WANを増設し、LGWAN環境へアクセスする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所からLGWAN環境に接続するためのアクセス網を整備する必要がある。IP-VPN等が検討されるが、増設の費用については、1.5～2百万円程度要した事例がある。 ○ 閉域SIM等のより安価な方式も検討されるが、自治体ごとの安全管理措置が必要となる。

●避難所の端末の確保方法例

- ・ 避難所運営職員が自分の端末を持参（職場からの持参も含む）。
- ・ 避難所に端末を保管しておく。

●発災後、停電等によりネットワーク環境が使用できない場合

- ・ 避難所においてパソコン端末のみを使用するスタンドアロン方式により、避難所入退所管理を行える。（但し、避難者名簿を庁舎にネットワーク上で送ることができない。）

< 参考 >

避難所の運営スタッフによる個人情報の取り扱いについて

他自治体からの応援職員は災害対策基本法第67条の2等により、また、避難所運営の委託事業者は民法上の請負契約により、いずれも被災した市町村長等の指揮下で行動する者であるため、自治体の条例等に基づき、個人情報を取扱うことが可能である。同様に、自主防災組織やボランティア等の者についても、市町村が定める避難所運営マニュアルや避難所運営協議会名簿、規約等の中で避難所運営に関わるものとして位置づけ、被災した市町村長等の指揮下で行動する者と自治体が整理すれば、避難所において自治体の条例等に基づき、クラウド型被災者支援システムを利用して個人情報を取扱うことが可能となる。

※詳細は別添資料2-1をご参照ください

< 参考 >

被災者支援システムにおける マイナンバーの取り扱いについて

被災者支援システムの被災者台帳機能、避難行動要支援者関連機能、避難所関連機能は、庁舎だけでなく避難所でも操作でき、被災者支援に必要な情報を迅速に活用できます。また、避難所の入退所管理機能については、災害発生時や災害発生のおそれのある段階での緊急対応として、マイナンバーカードを活用して迅速に入退所管理を行い、避難者名簿を作成して被災者のニーズを把握することができ、自治体の業務継続上も有効なシステムであると考えています。

被災者支援システムの活用に当たり、マイナンバーについては、

- ①マイナンバーカードを活用した入退所管理を行う場合には利用することとなり、
- ②被災者支援システムのデータを他のシステム(税、福祉、その他自治体固有のシステム等)に活用する際には、紐づける際のキー情報として利用できます(識別番号で紐付けることもできます)。

以上のことを踏まえ、本システムの導入に当たりマイナンバーを利用する場合には、安全管理措置について、別添資料2-1のことを参考にし、特定個人情報保護評価を実施の上、自治体において適切に判断して実施していただけるようお願いいたします。また、マイナンバーを利用する場合には、合わせて条例の整備が必要となりますので、別添資料2-2を参考として下さい。

なお、番号法上「被災者台帳の作成に関する事務」については、マイナンバーの利用が認められており、避難者候補名簿や避難者名簿の作成についても「被災者台帳の作成に関する事務」に含めることが出来ると内閣府において整理しています(デジタル庁に確認済みです。)

※詳細は別添資料2-1、別添資料2-2をご参照ください

6. 個別説明会の開催について

内閣府では、下記の通り個別説明会も開催しております。本日までご覧いただいたデモについては、後日内閣府HPにも掲載をいたしますが、他の機能等とあわせて個別にご覧になりたい場合は、内閣府防災担当までご相談ください。

日時	主催者	会議名	対象者	場所（対面・オンライン）
2021年 11月30日（火）	茨城県	令和3年度住家の被害認定に係る実地研修会	住家の被害認定・罹災証明担当課職員(市町村)	対面
12月17日（金）、 12月20日（月）	内閣府防災、 J-LIS	クラウド型被災者支援システムに関する説明会	都道府県、市町村（防災部局、福祉部局等）	オンライン
2022年 1月11日（月）	東京都	被災者支援に係るシステムの説明会	東京都下の被災者再建支援システム利用協議会の会員 ：55自治体（全62市区町村中）	オンライン
1月13日（水）	内閣府防災	第5回ノウハウ共有ミーティング	個別避難計画作成モデル事業のモデル団体等 都府県：19団体 市町村：36団体	オンライン
1月19日（水）	大阪府	個別避難計画作成に係る研修会	市町村担当者	オンライン
1月21日（金）	長野県	副市長・総務担当部長会議	副市長、総務担当部長	オンライン
1月25日（火）	全国市議会 議長会	全国市議会議長会 第173回建設運輸委員会	市議会議長	対面
1月24日（月）	全国市長会	全国市長会	行政委員会所属の市長（委員長、副委員長、理事、 評議員、都道府県市長会長等）	オンライン
1月27日（木）	消防庁	防災主管課長会議	都道府県、政令市、東京消防庁、関係団体等	オンライン
1月31日（月）	長野県	市町村財政担当課長等会議	長野県内市町村の財務担当課長	オンライン
4月22日（金）	九州市長会	九州市長会防災部会担当課長会議	九州管内市における防災担当管理職	対面
5月9日（月）	大正大学	第2回防災セミナー	自治体担当者等	オンライン
5月10日（月）	大阪府	災害ケースマネジメント研修	副市長、関係部部長級	オンライン
5月13日（金）、 5月16日（月）	内閣府防災、 J-LIS	クラウド型被災者支援システムに関する説明会	都道府県、市町村（防災部局、福祉部局等）	オンライン
5月17日（火）	内閣府防災	令和4年度災害救助法等担当者全国会議	47都道府県・20政令指定都市の災害救助法等担当者等	オンライン

12月の説明会の資料や動画については、説明会HPに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

内閣府防災トップページ→「お役立ち情報」⇨「地方自治体向け」

→「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」



▶ 組織・予算・税制	▶ 災害情報	▶ 防災対策	▶ 被災者支援	▶ 広報・啓発活動	▶ 国際防災協力	▶ 会議・検討会
------------	--------	--------	---------	-----------	----------	----------

お役立ち情報 ⇨ 一般向け ⇨ 企業・団体向け ⇨ 地方自治体向け

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 防災情報のページ > お役立ち情報 (地方自治体向け) > クラウド型被災者支援システムに関する説明会

クラウド型被災者支援システムに関する説明会

被災者支援業務の迅速化・効率化については、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるものの、現状、約半数の自治体で未整備となっています。今年度、内閣府では、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的として、「クラウド型被災者支援システム」を構築し、来年度からは地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用する予定としております。

クラウド型被災者支援システム導入の効果としては、住基情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地からの罹災証明書等の申請、全国のコピー二等での受領が可能となります。また、平時においては、個別避難計画の作成機能等も備えております。

2021年12月に、内閣府及びJ-LISの共催で、クラウド型被災者支援システムに関する説明会を開催いたしましたので、当日の動画及び資料等を掲載いたします。

- ▶ [開会挨拶 \(4分02秒\)](#) ⇨ (内閣府HP)
- ▶ [クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ \(8分31秒\)](#) ⇨ (内閣府HP)
- ▶ [クラウド型被災者支援システムの概要 \(3分35秒\)](#) ⇨ (内閣府HP)
- ▶ [クラウド型被災者支援システムの活用例 \(13分28秒\)](#) ⇨ (内閣府HP)
- ▶ [クラウド型被災者支援システムのデモ操作 \(21分28秒\)](#)
～開発中の機能の一部（罹災証明書の電子申請～コンビニ交付）ご紹介～ ⇨ (内閣府HP)
- ▶ [クラウド型被災者支援システムの料金について \(8分43秒\)](#) ⇨ (内閣府HP)
- ▶ [開会挨拶 \(4分15秒\)](#) ⇨ (内閣府HP)

資料

- ▶ 会議資料：[\(資料1\) クラウド型被災者支援システムについて \(PDF形式：7.0MB\)](#) ⇨
- ▶ 会議資料：[\(資料2\) 地方財政措置の概要 \(PDF形式：1.2MB\)](#) ⇨
- ▶ 会議資料：[\(資料3\) クラウド型被災者支援システムの料金について \(PDF形式：3.1MB\)](#) ⇨
- ▶ その他：[クラウド型被災者支援システムに関する説明会における主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（質疑応答集） \(PDF形式：568.5KB\)\(※\)](#) ⇨

(※) 説明会でいただいた質問の概要及び回答等となります。

※なお、今回の説明会では、一部回答を時点更新等しております。

問い合わせ先

■ご質問等がございましたら、下記担当までご連絡ください。

●システム全般に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付クラウド型被災者支援システム担当

電話：03-3503-2231（防災デジタル・物資支援担当）

Mail：csus-div.a3w@cao.go.jp

●各種機能について

個別避難計画・要支援者名簿、被災者台帳、避難所入退所、

個人情報及び特定個人情報管理に関すること

電話：03-3593-2849（避難生活担当）

罹災証明書・被災証明書、被災者支援手続きに関すること

電話：03-3503-9394（被災者生活再建担当）